

お知らせその①

介護予防が変わります！

～新制度「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用してますます元気に、自立した生活を続けましょう～

介護予防・日常生活支援総合事業は、これまで介護保険の対象だった要支援1、2の方の訪問介護(ヘルパー)、通所介護(デイサービス)も含め、地域の实情に応じて展開される「地域支援事業」として65歳以上のすべての人を対象として御代田町が行う介護予防事業です。今までよりサービス選択の幅が広がり、一人ひとりの状態に合わせたサービスを組み合わせ、皆さんの生活と介護予防を支えます。

■ 要支援認定者の方へ

「通所介護」(デイサービス・宅老所)と「訪問介護」(ヘルパー)が総合事業へ移行します。料金体系や事業所・提供者が変更する可能性はありますが、原則これまでと同じサービスが受けられますのでご安心ください。

介護予防・日常生活支援総合事業

● 一般介護予防事業

- ①高齢者支え合いポイント制度(ボランティア・ポイント制度)…65歳以上の方
- ②介護予防教室…おおむね60歳以上の方
- ③はつらつサポーター／認知症サポーター養成講座…年齢問わず

● 介護予防・生活支援サービス事業

*対象者:要支援1、2認定者 基本チェックリスト(※)により生活機能の低下がみられた人

一般介護予防事業との併用もできます！

①訪問型サービス

種別	提供者	特徴
現行訪問介護	ホームヘルパー	入浴支援等身体介護を含む訪問介護
訪問型A	ホームヘルパー	身体介護を含まない訪問介護
訪問型B	住民主体の団体	買い物や掃除など生活支援を中心とした訪問介護 ★シルバー人材センターによる生活支援が受けられます

②通所型サービス

種別	提供者	特徴
現行	通所介護事業所	入浴を含む、リハビリや手作業などのケア
通所型A	通所介護事業所	入浴を含まない、リハビリや手作業などのケア
通所型B	住民主体の団体	住民主体のミニデイサービス、通いの場 ★はつらつサポーターによる「はつらつ介護予防教室」が開催されます

③その他の生活支援サービス

配食(栄養改善を目的としたもの)

※基本チェックリストとは…

介護予防のための質問票です。要介護の原因となりやすい「運動」「栄養」「物忘れ」「うつ症状」等について全25項目の簡単な質問に答えることで、自分の生活機能をチェックすることができます。なお、**70歳以上の方に**はすでに送付してありますので、**回答がまだの方は早めに回答し、返送をお願いいたします。**

介護予防・日常生活支援総合事業のメリット

- ★介護認定を受ける必要がないため、すぐにサービスにつながります！
- ★プロの介護と地域ボランティアの支援を柔軟に組み合わせ、介護の質を確保しながら地域のボランティアさんのあたたかい支援を受けられます！

「地域包括支援センター」は、すべての高齢者が安心して御代田町で暮らしていくために必要な支援を行う総合相談窓口です。介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービス利用の希望があるときや、わからないことや相談があるときはお気軽にご相談ください。

相談・問い合わせ先 御代田町地域包括支援センター(保健福祉課介護高齢係内) (31)2510

お知らせその② 介護保険料が変わります！

介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用を見込み3年に一度見直され、下記のように「基準額」を決定し、所得に応じて第1～第9段階に分かれています。今回は高齢者の増加や要介護認定者の増加にともなう給付費の増大が見込まれるため、保険料の引き上げとなりました。なお、引き上げにより負担が厳しくなる低所得者の方については公費を投入して保険料負担の軽減を強化しました。

基準額の決まり方



段階	対象者	保険料率 (※2)	保険料		
			年額	月額	
第1段階	世帯員全員が住民税の非課税者の世帯で	基準額 ×0.45	27,860円	2,322円	
第2段階		×0.75	46,440円	3,870円	
第3段階		×0.75	46,440円	3,870円	
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいる世帯で	×0.9	55,720円	4,644円	
第5段階	本人は非課税で第4段階に該当しない方	×1.0	61,920円	5,160円	
第6段階	本人に住民税が課税されている	前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.2	74,300円	6,192円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	×1.3	80,490円	6,708円
第8段階		前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	×1.5	92,880円	7,740円
第9段階		前年の合計所得金額が290万円以上の方	×1.7	105,260円	8,772円

※1 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

※2 平成29年4月より、消費税10%引き上げに伴う措置により低所得者の保険料率がさらに軽減される予定です。
(第1段階:基準額×0.45→0.3 第2段階:基準額×0.75→0.5 第3段階:基準額×0.75→0.7)

介護保険料の徴収は、特別徴収(年金天引き)の方は4月から、普通徴収(納付書もしくは口座振替)の方は7月から始まります。今後とも皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係 (31) 2512